

社労士法人 大竹事務所 通信

平成30年3月
(Vol. 136)

〒541-0046 大阪市中央区平野町2-5-14 FUKU BLD. 三休橋301
電話：06-6147-4763 FAX：06-6147-4795
e-mail：bur@ares.eonet.ne.jp
URL：http://www.e-jinji.jp/
http://osaka-otake.com/

「請負契約のフリーランス」を 独禁法で保護へ

◆悪質なケースでは摘発も

企業などから個人で直接仕事を請け負って働く「フリーランス」とよばれる人たちが、契約で不当な制限を受けた場合、独占禁止法（独禁法）で保護されることになりました。フリーランスが増えていることを受け、実態調査を行ってきた公正取引委員会（公取委）の有識者会議が見解をまとめ、明らかになったものです。

こういったケースが違反にあたるかを公表し、各業界に自主的な改善を促す方針ですが、悪質なケースが見つければ摘発も検討しているようです。

◆「法律の空白地帯」が発生

企業と雇用契約を結ばずにフリーランスとして働く人は、現在1,000万人以上いるとされています。システムエンジニアやプログラマーといった職種のほか、プロスポーツ選手や芸能人も含まれ、近年はインターネットを通じて不特定多数の個人に仕事を発注する企業も増えているようです。

ただ、こうした働き方は労働基準法などの対象となるのか、事業者の適切な取引環境を守る独禁法の対象となるのか、非常にあいまいだったため、企業側から不当な要求を受けても対抗できない「法律の空白地帯」になっていました。

◆不当な報酬や移籍制限、囲い込みなどを規制

公取委は、昨年からフリーランスの労働環境の実態調査をすすめ、有識者による検討会を重ねてきました。今回まとめた見解では、企業側からフリーランスになされる不当な要求は独禁法の対象となりうると認定。

「企業側が報酬や仕事内容などの約束を守らない」「補償費も払わずに他社と仕事をさせない」等を求めた場合は独禁法が禁じる「優越的地位の乱用」などにあたるおそれがあるとしていました。

また、プロスポーツ選手の不当な移籍制限や、芸能事務所による芸能人の囲い込みなども独禁法違反にあたるおそれがあるとしています。

◆クラウドソーシングの急増に対応

公取委が、フリーランスへの不当な要求を独禁法の対象と認めるのは、「雇用関係ではない働き方」を守る必要性が高まっているとの判断からです。仕事の発注側がウェブサイトなどで仕事をしたい人を募集するクラウドソーシングの出現は、こうした働き方を広げる一方、報酬の支払いが遅れたり、仕事内容が一方的に変更されたりするトラブルの急増にもつながっているのです。

公取委の方針にはこうした現状を是正するねらいがあり、見解をまとめることにより、人材の活用を活性化させ、消費者サービスの向上につながることを期待されています。

日本国内で雇用される外国人数が 過去最高を記録

◆外国人雇用状況の届出制度

雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れおよび離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることが義務付けられています。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く）です。

以下の集計数値は、平成 29 年 10 月末時点で事業主から提出のあった届出件数を基にしています。

◆外国人雇用状況の概要

日本での外国人労働者数は 127 万 8,670 人で、前年同期比で 19 万 4,901 人 (18.0%) 増加し、過去最高を記録しました。増加の要因として挙げられるのは、「高度外国人材や留学生の受入れが進んでいること」「永住者や日本人の配偶者等の身分に基づく在留資格者々の就労が進んでいること」「技能実習制度の活用が進んでいること」等です。

最も多い国籍は中国の 37 万 2,263 人で、全体の 29.1% を占めています。続いて、ベトナム (240,259 人、18.8%)、フィリピン (146,798 人、11.5%) となっています。在留資格別では、身分に基づく在留資格の 45 万 9,132 人 (35.9%) が最も多く、資格外活動 (留学) (25 万 9,604 人、20.3%)、技能実習 (25 万 7,788 人、20.2%)、専門的・技術的分野 (23 万 8,412 人、18.6%)、と続いています。

◆事業所の状況

外国人を雇用している事業所は、全国で 19 万 4,595 力所あります。前年同期比で 2 万 1,797 力所増え、こちらも過去最高を更新しました。

都道府県別では、東京都 (5 万 4,020 力所、27.8%) が最も多く、愛知県 (1 万 5,625 力所、8.0%)、大阪府 (1 万 2,926 力所、6.6%)、神奈川県 (1 万 2,602 力所、6.5%)、埼玉県 (9,103 力所、4.7%) と続いています。

◆産業別の状況

産業別では、製造業が最も多く、外国人労働者全体の 30.2% が就労しています。

なお、建設業およびサービス業の外国人労働者は減少傾向にあります。

国内企業の 3 分の 2 が後継者不在！

◆後継者問題で 650 万人の雇用が失われる!?

春の人事異動の季節を前に、頭を悩ます人事担当者の方も多いことでしょう。

一方、企業自体のとても大きな“人の異動”である「後継者」について、そろそろ本格的に考え始めている経営者も多いのではないのでしょうか。

近年、中小企業の事業承継が国家的な問題として認識され始めており、後継者問題等による廃業が急増することにより、2025 年頃までの 10 年間で約 650 万人の雇用、約 22 兆円の GDP が失われる可能性 (経済産業省の推計) が示唆されています。

◆同族企業の後継者は「子供」が約半数

帝国データバンクが発表した「2017 年 後継者問題に関する企業の実態調査」によれば、国内の 66.5% の企業で後継者が不在であり、後継者候補は「子供」が 40.5%、「非同族」が 31.4% となっています。

ただし、これを (創業者である場合を含まない) 同族継承企業に限ってしてみると、66.9% が後継者不在であり、後継者候補は、「子供」が 48.2%、「親族」が 39.0%、「非同族」が 3.7% となっており、M&A などによる非同族への事業承継意識が極めて希薄です。

また、年商 10 億円未満の企業では、平均を上回る不在率 (78.0%) となっており、承継準備が十分進んでいない実態もあります。

◆M&A の広がり

60 歳代後半から 70 歳代が平均的な引退年齢とされていますが、代表年齢「60 歳代」の同族継承企業では 48.0% と約半数、「70 歳代」でも 34.4% で後継者不在となっており、「安定した事業承継が特徴」といわれてきた同族企業にあってこの数値は低いとは言えません。

近年、M&A が浸透してきているとはいえ、M&A による事業承継は、国内企業の約 4 割を占める同族継承企業ではまだ 3.7% にとどまりますが、今後、国の政策や金融面でのフォローが充実するとさらに広がってくる事が予想されます。

ただし、M&A による場合、子供への承継の場合とは違った人事・労務上の検討事項も多いですから、事前の準備が重要となります。

「腰痛対策」について考えてみよう

◆「腰痛・首の痛み」は最も労働損失を生じさせる

腰痛・肩こりを訴える方は多く、国民の訴える愁訴の1・2位を占めると言われています。「たかが…」と甘く考えてはいけません。慢性疾患による労働損失調査によると、世代を問わず最も就労に影響を与えるのが腰痛・首の痛みであり、特に30代では約3割もの人が、業務に差障りがあると回答しています。

また、腰痛・首の痛みが生じさせる労働損失は、うつ・不安・意欲障害よりも大きいと試算されていますので、職場としても対策を行い、腰痛を減らしていくことが重要です。

◆朝・昼2回のストレッチが効果的

腰痛で多い「ギックリ腰」や「椎間板ヘルニア」を防ぐためには、崩れた筋肉骨格のバランスを正すことが大切です。

ギックリ腰の発生は9～11時台、昼休憩後の14～15時台に多いというデータがあります。その時間帯の前、例えば朝（始業時）と昼休憩時に、腰を反らすといった簡単なストレッチを行って体のバランスを整えるだけでも効果があります。

とはいえ、職場でのストレッチは周囲の目が気になるという声もあります。個人に対策を求めるのではなく、部署単位でストレッチの重要性を理解し実践することで、仕事の合間にストレッチがしやすくなり腰痛の発生件数が減ったという例もありますので、参考にしてみたいかがでしょうか。

◆早期の職場復帰が有効

腰痛が起こった場合に、整形外科や産業医学では休養を勧めることが多いようです。しかし、近時は、安易に休むのではなく、少しでも動けるようになったら、軽作業からであってもできるだけ早期に職場復帰することが大事だと言われるようになってきました。

「また痛くなるのでは」との不安や恐怖心が予後を悪くするとも言われます。できる範囲で働いてもらうことで、治療の面でも大きな効果があると言えそうです。

3月の税務と労務の手続〔提出先・納付先〕

12日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
〔郵便局または銀行〕
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>〔公共職業安定所〕
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
〔労働基準監督署〕

15日

- 個人の青色申告承認申請書の提出
〔新規適用のもの〕〔税務署〕
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告
〔市区町村〕
- 個人事業税の申告〔税務署〕
- 個人事業所税の申告〔都・市〕
- 贈与税の申告期限<昨年度分>〔税務署〕
- 所得税の確定申告期限〔税務署〕
- 確定申告税額の延納の届出書の提出〔税務署〕
- 国外財産調書の提出〔税務署〕
- 総収入金額報告書の提出〔税務署〕

4月2日

- 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕
- 健康保険印紙受払等報告書の提出〔年金事務所〕
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>
〔公共職業安定所〕
- 個人事業者の消費税の確定申告期限〔税務署〕

編集後記

3月になりました。まだまだ寒い日もありますが、日差しに春らしさを感じられるようになってきました。

すでに花粉の飛散が本格化しています。花粉症の方はつらいシーズンとなりますが、対策を万全になさって乗り切ってください。

今月も最後までお読みくださり、ありがとうございました。(R.0)